

介護療養施設サービス	た上で、 <u>第5期介護保険事業計画期間</u> において、その利用者の数が段階的に減少するように量の見込みを定めること。	介護療養施設サービス	た上で、 <u>第4期介護保険事業計画期間</u> において、その利用者の数が段階的に減少するように量の見込みを定めること。
------------	--	------------	--

五 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護

介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	現に利用している者の数、居宅要支援者の利用に関する意向及び指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。
--	--

六 介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援

介護予防居宅療養管理指導	居宅要支援者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防福祉用具貸与	居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。

五 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護

介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	現に利用している者の数、居宅要支援者の利用に関する意向及び指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。
--	--

六 介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援

介護予防居宅療養管理指導	居宅要支援者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
介護予防福祉用具貸与	居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に応じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。

九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス利用者の重度者への重点化

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護福祉施設サービス
介護保健施設サービス
介護療養施設サービス

平成26年度において地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護2以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）のうちの要介護4及び5の認定者数の合計数が占める割合を、70%以上とすることを目標としたうえで、第5期介護保険事業計画期間（平成24年度～26年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。

十 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービス

医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービス

医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスについては、第5期介護保険事業計画期間（平成24年度～26年度）において介護保険施設等への転換が必要となる数値を標準とした上で、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を勘案して、量の見込みを定めること。

九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設及び介護療養施設サービス利用者の重度者への重点化

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護福祉施設サービス
介護保健施設サービス
介護療養施設サービス

平成26年度において地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護2以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）のうちの要介護4及び5の認定者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）が占める割合を、70%以上とすることを目標としたうえで、第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～23年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。

十 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービス

医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービス

医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスについては、都道府県医療費適正化計画における平成24年度末の療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。）の病床数に関する数値目標を達成するために、第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～23年度）において介護保険施設等への転換が必要となる数値を標準とした上で、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を勘案して、量の見込みを定めること。

別表第三

介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数及び介護予防等事業の対象者数の見込みを定める際に参考すべき標準	各年度において、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業とする。以下この別表第三で「介護予防等事業」という。）及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘査して、要介護者等の数及び介護予防等事業の対象者数の見込みを定めること。
--	---

別表第四

事 項	内 容
「都道府県介護保険事業支援計画の基本理念等」	「都道府県介護保険事業支援計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的及び特色等を定めること。」

別表第三

介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数及び介護予防等事業の対象者数の見込みを定めること。	各年度において、介護予防事業及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘査して、要介護者等の数及び介護予防等事業の対象者数の見込みを定めること。
--	--

事 項	内 容
「平成二十六年度目標値の設定」	「都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の增加分を除き、平成二十六年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を、五十%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十%以上）とすることを目標として設定する。」
三 都道府県介護保険事業支援計画の作成のた	都道府県の関係部局相互間の連携の状況、都道府県

二 介護給付等対象サービスの量の見込み	一 老人福祉圏域の設定 <p>老人福祉圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を定めること。この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むこと。</p>
----------------------------	--

八 介護給付等対象サービスの量の見込み	四 老人福祉圏域の設定 <p>老人福祉圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を定めること。この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むこと。</p>
七 介護給付等対象サービスの現状	五 被保険者の現状 <p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p>

八 介護給付等対象サービスの量の見込み	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p>
----------------------------	--

			<p>量の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においてはその算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>また、各年度の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定める場合においては、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療療養病床又は指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。</p> <p>さらに、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合には、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に含めないものとする。</p>

九 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	十 介護サービス情報の公表に関する事項	十一 介護給付等対象サービス及び地域支援事業
		<p>量の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においてはその算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>また、各年度の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定める場合においては、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療療養病床又は指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。</p> <p>さらに、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合には、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に含めないものとする。</p> <p>事業者が提供する介護サービスに係る介護サービス情報の公表に関する実施体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めること。</p>

<p>十二 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>業に従事する者の見込数を含む。)を定める」と。</p>	<p>介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>
<p>十三 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るために事業に関する事項</p> <p>十四 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項</p> <p>十五 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項</p> <p>療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと。</p> <p>この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。</p>	<p>介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行なうことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p> <p>介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行なう都道府県にあつては、その事業内容等について定めること。</p>	<p>予防給付対象サービス及び地域支援事業の適切な利用の促進のための情報の提供並びに相談及び援助を行なうことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>	<p>介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行なう都道府県にあつては、その事業内容等について定めること。</p>	<p>介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行なう都道府県にあつては、その事業内容等について定めること。</p>

別表第四の二

事 項

内 容

一 都道府県介護保険事業支援計画の基本理念等

都道府県介護保険事業支援計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的及び特色等を定めること。

二 平成二十六年度目標値の設定

都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たつては、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の増加分を除き、平成二十六年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入

十九 その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認められる事項	十八 都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検及び評価	十七 都道府県介護保険事業支援計画の期間	十六 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期
都道府県介護保険事業支援計画の達成状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。	都道府県介護保険事業支援計画の期間を定めること。	都道府県介護保険事業支援計画の期間を定めること。	都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めること。

七 介護給付等対象サー			
	六 介護給付等対象サー	五 各年度における被保 険者の状況の見込み	四 被保険者の現状
介護保険施設その他の介護給付等対象サービス	六 介護給付等対象サー ビスの現状	五 各年度における被保 険者の状況の見込み	四 被保険者の現状
			都道府県介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、市町村との連携の状況等を定めること。

所定員の合計数が占める割合を、五十%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十%以上）とすることを目標として設定すること。

三 都道府県介護保険事 業支援計画の作成のた めの体制	都道府県介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、市町村との連携の状況等を定めること。
四 被保険者の現状	市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。

五 各年度における被保 険者の状況の見込み	市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その算定に当たつての考え方を示すこと。
-----------------------------	---

六 介護給付等対象サー ビスの現状	市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスを提供するための施設の定員の数、介護給付等対象サービスに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状況等を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。
-------------------------	---

			の円滑な提供を図るための事業に関する事項
十二 介護給付等による費用の適正化に関する事項	十三 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	十四 財政安定化基金の取崩しに関する事項	援助を行なうことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。
十五 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期	十六 都道府県介護保険事業支援計画の期間	十七 都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検及び評価	介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う都道府県にあつては、その事業内容等について定めること。
十八 その他介護保険事	介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険		療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと。 この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。 基金の取り崩した額を充てて実施する介護保険に関する事業について定めること。 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めること。 都道府県介護保険事業支援計画の期間を定めること。 各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要とする事項	事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要とする事項を定めること。
-------------------------------------	--

別表第五

施設における生活環境の改善に係る参酌すべき標準	平成26年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を、50%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70%以上）とすることを目標としたうえで、 <u>第5期介護保険事業計画期間（平成24年度～26年度）</u> においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。
-------------------------	--

別表第五

施設における生活環境の改善に係る参酌すべき標準	平成26年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を、50%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70%以上）とすることを目標としたうえで、 <u>第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～23年度）</u> においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。
-------------------------	--